

# 徳島県環境審議会 平成16年度第1回総会

## 1 日 時

平成16年7月30日(金) 午後2時から午後3時20分まで

## 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

## 3 出席者

<委員>委員40名中23名出席

(1号委員:学識経験者、五十音順、敬称略)

池田早苗委員、岩崎正夫委員、鎌田磨人委員、喜多知子委員、際田弘志委員、  
篠崎佐千代委員、瀬尾規子委員、曾良寛武委員、竹内久委員、寺戸恒夫委員、  
中央子委員、平山晃千委員、藤岡幹恭委員(副会長)、藤村知己委員(副会長)、  
三好保委員(会長)、本久ミドリ委員、森本初代委員、山内美登利委員、  
山城弘司委員、吉田フクエ委員

(2号委員:市町村長)

島田泰子委員(代理)、安友清委員(代理)

(3号委員:関係行政機関の職員)

市原信男委員

<事務局>

田村県民環境部環境局長、村上環境局次長、一宮参事(環境企画課長)、  
齋藤環境首都推進室長 ほか

## (会議次第)

1 開 会

2 議 事

(1)徳島県生活環境保全条例(仮称)のあり方について

(2)その他

3 閉 会

配布資料

「徳島県生活環境保全条例(仮称)」のあり方に関する「中間取りまとめ」(案)

参考資料:現状、取組及び方針

## (議事要録)

1 開 会

### 【事務局】

ただいまから徳島県環境審議会平成16年度第1回総会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席誠に有り難うございます。

本日の出席委員一応24名ということになっております。環境審議会委員の過半数を  
超えておりますので、徳島県環境審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、こ  
の会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

お手元には本日の会議次第と配席図をお配りをさせていただいております。本日の資料につきまして、事前にお送りをさせていただいておりますが、本日お持ちでない方がございましたらお申し付けいただければお手元までお持ちいただきますが、宜しいでしょうか。

それでは、以後の進行は三好会長さんに宜しくお願いいたします。

#### 【会長】

本日の審議に入る前に、去る2月3日に当環境審議会に諮問されました、「徳島県生活環境保全条例（仮称）」のあり方についてというのが、総会において生活環境部会に付議されまして、この度中間的な整理が行われて、素案が生活部会で取りまとめられました。まず生活環境部会長からご報告をいただきまして、そのあとでその素案について審議を行いたいと思いますので、宜しくお願いいたします。生活環境部会長は、会長の私が兼務しております関係で、一人で喋ることになりますが、ご了解をいただきたいと思います。

まずこの素案について中間取りまとめとして行いました案は、お手元の通りでございまして、主なポイントにつきまして、ご説明をまず最初にいたしまして、それから事務局より詳細なご報告をいただきたいと思います。

まずこの「徳島県生活環境保全条例（仮称）」の在り方について、そのポイントをご報告いたしますと、去る2月3日に県から当環境審議会に諮問され、審議会総会から生活環境部会に付議されたのでありますが、生活環境部会では本年の2月から5回部会を開催いたしまして、条例のあり方について審議してまいりました。その論議を踏まえ、中間的な整理としてまとめましたのでご報告したいと思います。

まず、お手元の「徳島県生活環境保全条例（仮称）」のあり方についての【中間とりまとめ】をご参照いただきたいと思います。

目次にありますように、構成の案は1ページで新たな条例の必要性について述べております。その次に2ページの第2章では、検討するにあたりましての基本方針を記載しておりますが、部会としてはそこに記載のように、4つの基本方針を決めて議論してまいりました。具体的に検討し、条例化の対象といたしました課題は、当初は18項目を検討対象としたのでございますが、目次にありますように、第3章の 現行条例の規制措置として3つの課題及び新たな規定として10の課題、合わせて13項目の課題を対象とすることに整理いたしました。

最初に新たな条例の必要性についてですが、1ページの第1章に記載しましたように、昭和46年に制定された「徳島県公害防止条例」というのは、本県の公害防止に重要な役割を果たしてきたところでありますが、今日の複雑多様化した環境問題には十分に対応することが困難な状況になってきておりますので、県としても環境施策を積極的に推進して、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、公害防止に留まらず、私達の日常生活、あるいは通常の事業活動による環境への負荷の低減、そういうふうなことを図るために新たな条例を制定する必要があるということとしております。そこで条例のあり方を具体的に検討するにあたりまして、2ページの第2章の記載のように、部会としては4つの基本方針を決めて議論を進めてきたところであります。その4つの基本方針というのは、必要性のところ述べておりますし、2ページにも記載しておりますが、まず1は、公害防止に関する現行の規制措置は、本県の公害の防止に極めて重要な役割を果たしてきたことから、「徳島県公害防止条例」、「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」に規定されている事項を整理、統合し、原則として継続することとしております。2は本県の環境行政に係る条例体系としては、今後の環境行政における基本的な方向付けや、環境施策に係る理念を定めた「徳島県環境基本条例」の下

に、産業型公害を防止する規制措置を決め、県民の健康を保護し、生活環境を保全する「徳島県公害防止条例」と、自然環境を保護し、保全する「徳島県自然環境保全条例」といった個別の施策に係る条例が位置づけられておりますが、今回の新たな条例の範囲では、「徳島県自然環境保全条例」が扱う範囲は対象としないことにしております。三番目として今日の環境問題の解決に資するもの、また関係法令に規定がなく、本県において今後の取組が必要なものも条例化の対象とするとしました。四番目に、今日の環境問題は、私達の日常生活とか事業活動によるところが大きく、県民、事業者、行政などあらゆる主体による自主かつ積極的な環境に配慮した取組が今後より一層求められるため、こうした取組を促進する手法を取り入れると、この4つの基本方針を決めまして、議論を進めてまいりました。

議論の中身でございますけれども、個々具体的には検討すべきと考えられる環境課題について条例化の対象とするかどうか、議論を進めてまいりまして、その結果として本日の案にありますように、目次の第3章に記載しておりますが、13の課題を条例化の対象とすることとし、条例化する場合の考え方などについてとりまとめております。詳細については、後から事務局より資料に基づきまして詳しく報告をさせていただきます。また、当初この18項目を条例の対象として議論したのですが、まずこのオゾン層破壊、フロン回収と焼却行為、野焼き行為、それからダイオキシン類、光害対策、環境学習につきましては、この5項目は議論の末、対象から除外いたしました。そのへんの議論の経緯につきましては、後で事務局の方からご報告をさせていただきます。最後にこの条例の特徴として、環境への負荷の低減、いわゆる環境配慮を図る取組を推進する措置を設けるとしておるところであります。環境への負荷の低減を図る取組としては、他県では環境基本計画とか、行政内部の取組などで基本的な方向性を決めていっているところは見受けられますが、本県のように生活環境保全条例において、環境配慮の取組を具体的に明記し、推進するという点については、現時点では例は見受けられず、この条例の特徴であると考えております。以上が生活環境部会での審議の主なポイントについてのご報告であります。

詳しい詳細につきまして、これから事務局よりこの【中間とりまとめ】前文についてご説明をお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

#### 【事務局】

それでは、本日お手元の配付の資料について読み上げさせていただきます。

案としまして、「徳島県生活環境保全条例（仮称）」のあり方について【中間とりまとめ】ということで、最初に目次をあげさせていただきます。

それで1ページの第1章の部分から最後まで一応読み上げをさせていただきます。宜しく申し上げます。

第1章 新たな条例の必要性 1 背景及び必要性 環境問題は、高度経済成長期の最中の昭和30年代後半、人々の大きな関心事になり、昭和40年代に、公害等の関係法令が整備されるなど、各種の環境対策が講じられてきた。

現行の「徳島県公害防止条例」は、昭和46年に大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化による公害問題、いわゆる「産業型公害」に適切に対応するため、排出源となる工場・事業場に対する規制など必要な事項を定め、もって県民の健康を保護することなどを目的とし制定され、本県の公害の防止に極めて重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、今日の環境問題は、社会経済活動や生活様式の変化等により、私たちの日常生活や通常の事業活動から生じる環境への負荷の増大によるところが大きく、従来の産業型公害のみならず、生活排水による河川の水質汚濁、化学物質による環境汚染

や土壌・地下水汚染、地球温暖化の問題など、諸問題が顕在化している。

このため、現在の様々な環境問題に対処し、21世紀という環境の世紀にふさわしい施策を県として積極的に推進し、県民の健康を保護し、生活環境を保全するには、従来の公害防止対策にとどまらず、日常生活や通常の事業活動による環境への負荷の低減などを図る新たな条例を制定する必要があると考える。このようにさせていただいています。(参考)としまして、現行の「徳島県公害防止条例」の概要と、「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」の概要、これを1ページから2ページにかけて記載させていただいております。この部分については省略させていただきます。

第2章 新たな条例の検討に当たっての基本的な考え方 基本方針 第1章の必要性にあるように、現行条例による規制措置は、本県の公害防止に極めて重要な役割を果たしてきたことから、「徳島県公害防止条例」、「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」に規定されている事項を整理、統合し、原則として継続する。

徳島県の環境行政に係る条例体系としては、今後の環境行政における基本的な方向づけや、環境施策に係る理念などを定めた「徳島県環境基本条例」の下に、産業型公害の防止を図り、県民の健康を保護し、生活環境を保全する「徳島県公害防止条例」と、自然環境を保護し、保全する「徳島県自然環境保全条例」といった個別の施策に係る条例が位置づけられている。今回の新たな条例の範囲としては、「徳島県自然環境保全条例」で取り扱う範囲は対象としないことが適当であると考え、今日の環境問題の解決に資するもの、また関係法令に規定がなく、今後取組が必要なものについて検討することが必要である。

さらに、今日の環境問題は、私達の日常生活や通常の事業活動によるところが大きく、県民、事業者、行政などあらゆる主体による自主的な環境に配慮した取組を推進する手法についても検討する必要がある。

第3章でございます。具体的な検討内容 現行条例の規制措置 第2章の基本方針に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭の、いわゆる「産業型公害」に対応する現行条例による規制措置は、本県の公害の防止に極めて重要な役割を果たしてきたことから、今後も引き続き維持していくこととするが、社会的状況の変化等も踏まえ、「徳島県公害防止条例」、「公害の防止に係る規制の基準等に関する規制」に規定されている事項の整理・統合を検討することが適当である。

なお、大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、それぞれ法対象施設の設置者に対し、「事故時の措置」が規定されているが、現行の公害防止条例では、「事故時の措置」について規定がされていないことから、条例対象の施設についても、「事故時の措置」を検討する必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中ですが、「事故時の措置」の追加(ばい煙発生施設、汚水等排出施設を対象) 事業者による速やかな応急措置、知事への通報、必要な措置を講じていないと認めるときの命令等をあげさせていただいております。

の新たに条例化の必要な内容 1 地球温暖化防止でございますが、地球温暖化の要因となっている温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素の本県の排出状況は、2000年は1990年に比べて約11%増加しており、その排出量を部門別にみると、産業部門が約47%と排出量全体の約半分を占め、次いで民生部門が約25パーセント、運輸部門が24パーセントとなっている。

このため、各部門において、県民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組む必要があることから、あらゆる主体による温室効果ガスの排出抑制・削減に向けた取組を推進する必要がある。

地球温暖化対策推進法では、事業者の責務として、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組を促す努力規定を設けており、この事業者による取組の推進は、温室効果ガス削減への有効な手段の一つと考えられる。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中ですが、

県民、事業者、行政などの主体的な温室効果ガス排出抑制・削減に向けた取組を推進する措置、市町村、県民及び事業者と一体となって、総合的に推進する必要性から、県による温暖化防止計画の策定、温室効果ガスの排出量が多い事業者による温室効果ガス削減に関する計画の作成などを記載させていただいております。

2の生活排水対策でございますが、本県の公共用水域の水質の状況は、昭和40年代に一部の都市河川においてみられた著しい汚濁は改善され、昭和50年代以降主要な河川及び海域においては、全国平均より良好な水質が保持されている。しかしながら、一部都市部の中小河川においては、今なお、有機汚濁の代表的な指標であるBODが環境基準を達成していない状況にある。

近年の河川等の水質汚濁の主要な原因は、従来は工場・事業場からの排水であったが、環境法令等による厳しい規制を受け改善されてきたことから、今日では、各家庭等から未処理で排出される生活排水による汚濁が主要な原因となっている。

本県の污水处理人口普及率をみると、31.9%と全国平均75.8パーセントを大きく下回っている状況にある。

県では、下水道、浄化槽等の污水处理施設の整備を推進するとともに、各家庭で実践できる生活排水対策の普及促進にも取り組んでいるが、県民の理解と協力が不可欠であり、県民のモラルの向上を図る必要性もあることから、今後、県民の心がけを例示的に責務として盛り込み、污水处理施設の整備など、より一層の生活排水対策を進め、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、総合的な水環境の保全を推進する必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございますが、生活排水対策をより積極的に推進するため、県による総合的な生活排水対策の実施、この中で知識の普及、公共下水道等の整備、浄化槽の普及、市町村への支援等を書かせていただいております。としまして、県民等の自主的な取組を促進する啓発等の措置、県民の心がけとしまして、調理屑、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等を心がける。河川、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に心がける。でございます。

3の土壌・地下水汚染対策でございます。

本県では、地下水の水質保全について、平成元年度から水質汚濁防止法に基づき地下水質の常時監視が行われている。

有害物質による人為的な地下水汚染に対する浄化対策の実施例は、有害物質使用者等による自主調査事例で多く見受けられる。常時監視等で汚染が判明しても、汚染原因者の特定が困難な場合が多いため、地下水汚染が認められる地域の周辺で原因者と推定される者に対し、敷地内の調査や対策の実施について行政指導で対応しているが、この取組を強化する必要がある。

また、土壌汚染については、近年、全国で大きな社会問題として取り上げられ、事案発生件数が増加している。

工場等が集積している地域と比べると本県の可能性は比較的低いと思われるが、過去に事例もあり、今後新たに判明するおそれもある。

土壌汚染については、我が国ではこれまで、農用地における土壌汚染やダイオキシン類による土壌汚染について法整備が進められてきたが、市街地の土壌汚染に関しても、

平成14年に「土壤汚染対策法」が制定され、平成15年2月に施行されている。

この法律では、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場が、土壤汚染の有無が不明のまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることにより、人の健康障害が生じることを防ぐことを目的としており、汚染の可能性が高い土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の機会を捉えて調査を実施すること、さらに、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生じるおそれのある場合には、必要な措置を講じることなどを定めているが、通常の操業時の施設点検などは規定されていない。

このため、汚染の未然防止の観点から、操業中の汚染防止に向けた措置などを検討する必要がある。

このため、次の項目について検討する必要があるということで、括弧の中ですが、

有害物質の地下浸透の禁止、 操業中での施設管理、汚染発見時の報告、 事故時の措置、 汚染浄化の措置命令等をあげさせていただいております。

次に6ページの4でございますが、土砂等の埋立に伴う土壤汚染

本県では、一定規模以上の土地の開発行為に関しては、「徳島県土地利用指導要綱」により、法令に特段の定めがあるもののほか必要な事項を定め指導してきた経緯があるが、有害物質を含む土砂等の使用に伴う土壤汚染防止については、明確な法規定がないことから、県民に、重金属等の有害物質が含まれる適切な土砂を使用した埋立てによる土壤汚染についての懸念がある。

このため、土壤汚染の未然防止の観点から、有害物質の混入・搬入等を防止する措置について検討する必要がある。

また、有害物質が持ち込まれないように、ある程度の規模以上の行為については、県が関与する措置を盛り込むことが適当と考えるが、その内容には、有害物質の混入等が認められるときの知事の命令など、明確な位置付けなども検討することが望ましい。ただし、法令等の許認可等を要する行為にあっては、県民にもわかりやすく、その行為による土壤汚染の未然防止を図るため、許認可等の段階から土壤汚染防止のチェックができ、許認可等の指導と併せて、計画全体に対し、一体的な指導が行われるような仕組みとすることが適当である。

このため、次の項目について県とする必要がある。

括弧の中ですが、 使用される土砂等の有害物質による汚染状態の基準、 基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止、 事業者の責務として、土壤汚染の未然防止に関する規定、 土地所有者等の責務として、土壤汚染発生防止に関する規定、 土砂等を使用した埋立て等の行為の届出、 基準を遵守していないときの命令等を書かせていただいております。

次に5の地下水の採取の適正化でございますが、

過去には、本県においても地下水の過剰揚水による地下水位の低下や塩水化が顕著になるとともに、地盤沈下が発生した箇所もあったが、昭和58年に「地下水の採取の適正化に関する要綱」を制定し、新規採取の規制及び既存施設の取水削減に努めたところ、現在では、地下水の塩水化の進行や地盤沈下は、落ち着いた状態を保っている。

現在要綱による行政指導を行っている地下水採取については、限りある貴重な資源でもあることから、十分な対応をとっておく必要があり、新条例に明確に位置付けることにより、行政手続の公正・明確化を図る必要がある。

この条例で取り扱う「地下水」には、温泉法に規定する温泉、鉱業法に規定する鉱業権に基づいて掘採する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法に規定する河川の流水は含まないものとするのが適当である。

このため、現行要綱の規定を、今後も引き継ぐ方向で盛り込むことが望ましく、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございますが、地下水の採取を規制する地域の指定、指定地域内での地下水採取の揚水設備設置の届出、取水基準等、揚水設備の変更届出、工事完了届出、住所等変更届出、廃止届出、勧告、採取量の報告等でございます。

(参考)としまして、この現行の要綱の概要についてここにも記載させていただいております。この部分については省略させていただきます。

6番目の化学物質対策でございますが、

現在、化学物質は広範囲に使用されているが、それらがどこからどれだけ量が発生し、人の健康にどのような影響を及ぼしているのかなど、明確でない状況もあり、有害な化学物質に対する住民の関心は高いものがある。

このようなことから、国においては、化学物質による環境汚染を未然に防止する立場から、事業者による化学物質の自主的な管理の促進を目的とした「特定化学物質の環境中への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」いわゆるPRTTR法でございますが、これが制定・施行された。

本県での排出・移動量は、全国総量のうち、0.68パーセントを占めるに過ぎないが、化学物質の適正管理を進めることは、県民の健康を保護するうえで、重要なことであり、PRTTR法の考え方を踏まえつつ、化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、本県にふさわしい化学物質の適正管理を進める必要がある。

また、事故により有害性のある化学物質が多量に環境中に排出された場合、周辺住民や環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、事故が発生した場合の措置なども検討する必要があります。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございますが、県による化学物質適正管理に関する指針の策定、事業者による化学物質の適正管理、取扱量の把握、事故時の措置等をあげさせていただいております。

7番目の循環型社会の形成でございます。

現在、国においては、循環型社会形成推進基本法を始め各種リサイクル関連法の整備が進められているが、本県においても循環型社会の形成に関する各種施策を実施していく上で、根拠となる規定を設ける必要がある。

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の適正処理など、物品の生産から、消費・使用、再生利用、処分に至るまで、それぞれの立場に応じた役割のもと、循環型社会の形成に向け、県民、事業者、行政などの全ての主体が相互に連携を図り、取り組んでいく必要がある。

また、廃家電については、家電リサイクル法による運用が行われているが、適正なりサイクルルートにのらずに不法投棄される事例も見られることから、適正なりサイクルルートにのせるための対策についても検討することが必要である。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございます。

循環的な利用及び処分が行われることを確保するため、必要な施策の総合的・計画的な実施、環境物品等の調達の推進、事業活動、日常生活における廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正処理、家電リサイクル制度に関する情報の適切な提供及び家電小売り販売店に対する指導・勧告等でございます。

続きまして9ページの8のごみのポイ捨てでございます。

昭和63年「徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、空き缶等のポイ

捨て禁止、空き缶等の散乱防止措置、土地の占有者又は管理者の空き缶等の散乱防止への環境整備などを定めているが、ごみの散乱防止については、環境美化に関する施策の推進を図るため、生活環境保全に係わる事項として、ごみのポイ捨ての対象を広げることなどを検討することが適当である。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございます。

ごみ等投棄の禁止、規制対象の拡大、事業者及び土地の利用者等の責務、推進方策等をあげさせていただいております。

9番目の放置自動車対策でございます。

放置自動車については、国における自動車リサイクル法等の整備により、不法投棄の防止に向けた制度化が図られることから、制度の周知や法の適正な運用を行うことが重要なことであるが、なお平成19年末までの不法投棄の懸念や、現在放置されている自動車への対応など、様々な課題があり、実施可能な範囲において、検討することが望ましい。

ただ、放置自動車の大半が一般廃棄物であり、その処理については、市町村・県の役割等について検討する必要がある。

このため、可能な範囲で次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございます。

放置の禁止、所有者等の調査、廃物認定、費用の請求、勧告、命令等をあげさせていただいております。

最後の項目の10の環境への負荷の低減（環境配慮の推進）でございますが、今日の環境問題は、社会経済活動や生活様式の変化等により、私達の日常生活や通常の事業活動から生ずる環境への負荷の増大によるところが大きく、様々な問題が顕在化してきている。

環境への負荷の低減を図るには、県民、事業者、行政などあらゆる主体による自主的かつ積極的な環境に配慮した取組が効果的であることから、その取組を推進する必要がある。

環境配慮の推進を図る上で、事業を行う者は、事業活動に伴う環境への負荷量が県民個人に比べて大きいことから、計画の熟度等に応じた適切な環境配慮を行うことが重要であり、事業を行う者による環境配慮（環境への負荷を低減する努力）、こういったものを推進する措置を盛り込むことが望ましい。

事業者に対応を求める手法としては、従来行っていた公害防止のための規制基準の遵守義務などの一律の規制措置ではなく、生活環境を保全するために取り組むべきことを責務として定め、さらにその取組を推進する措置を県とすることが望ましい。

これは、公害の防止のためには、すべての事業者に最低限守らなくてはならない基準を遵守させる手法が必要であり有効であるのに対して、様々な環境の保全上の支障を防止するためには、一律の規制ではなく、事業を行う者に対し、環境負荷要因の低減に向けた総合的かつ継続的な管理又は配慮に努力していただくよう、事業者の自主的な創意工夫による取組を具体的に求める手法が有効であると考えられる。

このため、次の項目について検討する必要がある。

括弧の中でございますが、県、県民及び事業者は、それぞれの役割に応じて、その活動等による環境への負荷を低減するため、生活環境の適正な保全についての配慮、県が、生活環境の保全について配慮するための取組を促進する措置（率先垂範の明確化）ということで、生活環境の保全について配慮すべき基本的事項の策定、事業の計画・実施にあたり、生活環境の保全について配慮、事業を行う者への指導・助言、事業活動

に伴う環境への負荷を、継続的に低減するための自主的なシステムづくりの推進等をあげさせていただいております。

最後でございますが、第4章 新たな条例の目的及び名称でございます。1 目的

新たな条例の制定に当たっては、徳島県環境基本条例の基本理念にのっとり、現行条例による公害の防止に関する必要な規制の措置をはじめとして、県民の日常生活及び通常の事業活動に伴う環境への負荷を低減するための自主的かつ積極的な取組を促進する措置について必要な事項を設けることが望ましい。

これら施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護し、生活環境を保全することを新条例の目的とすることが望ましい。

2の名称でございますが、新たな条例の目的が、「現在及び将来の県民の健康の保護」と「生活環境の保全」であることから、これらのことが分かりやすい名称が望ましい。以上でございます。

#### 【部会長】

有り難うございました。

生活環境部会では、特にこの最近問題になりました光害対策につきましては、いろいろと議論があったわけですが、現実には県民の健康とか生活に関わる問題が現実には出ていない。他県の状態では天文観測などにおいていろいろ取締りというか、対応をとっておるところがあるけれども、県内においてはまだそういうふうなものに対して特に何も出ていないと。そういうふうなことから、少しこれを取り上げるのは時期尚早ではないかというふうな形で、対象から外しておるわけでありまして。その他の取扱を止めた項目につきましては、既に国できちっと法制化されておって、今更それに上乘せするほどの対応の必要性が薄いと、そういうふうなこともありまして対応を止めて、結果的には13項目というものについてこれを条例化していただきたいと、こういうふうな形でとりまとめたものでございます。

以上をもちまして、生活環境部会からの報告を終わらせていただきまして、これから環境審議会の議事に入りたいと思います。

ただいまいただきました説明につきまして、何かご意見、ご追加、その他ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

#### 【委員】

ちょっと1点お聞きしたいことがございます。

3ページの第3章のところですけど、下から12行目あたりのところで、地球温暖化の問題で、温室効果ガスの本県におけるパーセントがここで述べられておりますけど、2000年には1990年に比べて約11パーセントの増加ということが書かれております。これは徳島県における阿南の大きな火力発電所ができましたから、これで排出されるガスというのはこの中に入っているんでしょうか。いかがでしょう。

入っていないとすれば、これはどういうふうに計算しようとなさるんでしょうか。

#### 【会長】

どうですか、事務局の方、何か。

#### 【事務局】

お答えいたします。

この数字の中には阿南火力発電所の数値は入ってございません。入っていないという理由といたしまして、1990年に対してどのような数字、まあ6%、国の6%なり県が定めた目標をできるだけ達成するかという形で計画を立て、いろいろ行政などやっておるところでございまして、その時の数値としては1990年に阿南の火力発電所が入っ

ていないということなどを根拠にして入れていないということです。

別途阿南の火力発電所の数値については、現時点では把握はしておりますけれども、この数値、90年に対して何%という形では端的に申し上げて入っていないということです。

【委員】

そうしますと、今後とも本県の二酸化炭素の排出量は、今後の問題としてはずっとやっぱり入れた形でやっていかれるのでしょうか。これからですね、今後。

【事務局】

1990年比に対していくらという形で計画を策定して、二酸化炭素の数値を抑えていくという形でやっておりますので、この計画の中ではやりませんけれども、それを視野において何らかの形で考えていかなきゃならんという問題意識なりはっておりますけれども。

【委員】

これは大変大きな、日本全体を考えても大きな%。おそらく1パーセントを超えるんじゃないかと思うんですけどね。ですので、本県としては、知らんということはやっぱり言えないと思うんですね。本県の中にある以上ですね。ですからそのへんははっきり今後ともしていただきたいと思います。以上でございます。

【会長】

他に何かございましょうか。

【事務局】

すいません、宜しいでしょうか会長。

先程部会長の時のご説明の時に、当初の18項目から5項目を減らしましたと。そのところの理由ですね。事務局からの報告をさせますと言うご発言がございました。ちょっと私の方からご発言をするのを、ちょっとここで補足説明という形でさせていただきますと思いますが、宜しいでしょうか。

【委員】

今の質問に対してははっきりしておいた方がいいと思いますね。

それで発言いたしますけれども。11%の中に入っているかどうか、これはこれからつくる条例には関係ないわけですよ。こんなこと書くからいかんのよね。余分なことを書いたら駄目なんですよ。要するに、徳島県としてのCO<sub>2</sub>対策をどうするかという議論をここでやってるわけじゃないわけですよ。委員そうですね。生活環境保全条例をどういうふうにつくるかということをしてるわけですよ。だから11の中に橘湾の火力発電所のやつが入ってるか入ってないかというのは議論の対象ではないわけなんです。別の所で議論すべきなんです。だからこの文章にこんなことを書くからいかんのです。これは僕は削った方がいいと思います。この文章をこのまま認めたということは、これを通したということはこの文章を認めたということですね。この審議会は。阿南の火力の排出を入れるか入れないかというのはここで議論すべき話じゃないんだし、それは別の所でやる話なんだから。あってもなくてもいいようなものを入れるから議論の対象になるから、これは削った方がいいと思います。

【会長】

他に、この問題でご意見ございますか。

はい、どうぞ。

【委員】

具体的な数値目標みたいなものは示せておったのではないのでしょうか。

【委員】

条例にそんなのいらんでしょ。

【委員】

条例にはいない。

【委員】

条例以外のところでね、県がたてよる防止計画の中に当然数値目標は必要でしょうけれども、仮称ですけども、環境保全条例の中に何%にしなきゃいけないと、そういうふうなことをうたうということになれば、あらゆる部分についてそういう数値を決めなきゃいけないですね。

【委員】

分かりました。せっかく出てるんだから、そういうバックデータがあるということと、バックデータをあわせて

【委員】

いや、極端に言うたら、このバックデータを出すことがおかしい。

【委員】

でもあるんやから。

【委員】

いやいや、あるんじゃないに、この出し方がおかしいのは委員がおっしゃる通りなんです。

【委員】

そうですね。

【委員】

懸念を持ってしまったんだから、それに対して説明をすべき。

【委員】

だからそれはここの場ではない。条例の話じゃない。認識がおかしいよという指摘をしておるわけです。

【会長】

他に何かご意見ございますか。

説明的な要素としての文章になってしまっておる。その点が少し問題なわけです。

特に他にご意見ございませんか。

【委員】

この文章を承認するということになしに、文章を承認する必要があるればこれは削ると。文章を承認するんでなしに、この方向だけの了承をとるんならこのままでいい。誤解を招くようなことは入れない方がいい。

【会長】

特に問題ない。他にご意見ございませんか。

そうすると、1つの案として地球温暖化の要因となっている温室効果ガスについては、ここずっと4行ほど飛ばしまして、県民、事業者、行政それぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組む必要があるというふうなことで、説明的な数値を省いてしまうということになるかと思いますが。これはまた後々、これは素案ですのでまた変わりますが、とりあえずはそういうふうな形でやっていくか。それでつながりとかそういうふうなことについてはまた考慮するという形にいたしますが。

それで宜しいか。何かこの部会長と会長と兼ねておると、区別がやりにくいんですが。他にご質問ございませんか。

はい。

【委員】

事務局の方からもう少し説明があるかと思うんですけども、ここで扱ってる範囲、生活環境保全条例、この中で、例えば徳島県自然環境保全条例で取り扱う範囲は対象としない。これはよく分かるんですけども、現時点で徳島県自然保全条例の中に含まれてない事項というのは沢山あるんですが、それは将来そちら側で取り扱われるはずだということで扱わないということで宜しいんでしょうか。

例えばですね、私も先生も生物多様性に関する問題とか、というのは今のところ自然環境保全条例で入ってないんですけども、それはそちら側で扱うはずだという議論になると理解して宜しいですか。

【会長】

基本的にはですね、県民の健康と生活環境の保全というふうなものはできるだけ入れようというような基本姿勢では取り組んでおるわけなんです。それで、その中で漏れるものをどのように網にかけるかということで、その基本的な姿勢というのはやはりこの一番最後にちょっと述べておりますけれども、一番最後にありますように、現在及び将来の県民の健康を保護し、生活環境を保全することを新条例の目的とすることが望ましいと。ですからこの範囲に入ってくるものはできるだけ取り上げようという基本姿勢で今やっております。

【委員】

生活環境そのものがどれぐらいの範囲を指すのかということ事態の定義がはっきりしないんですけども、例えば生態系のこととかというのは、おそらく生活環境を支える大きなバックグラウンドですね。きっと。

【会長】

そのうち、でも自然環境保全は自然環境保全条例の方でやってもらいますよと。

【委員】

今それが入ってないのは、そちらでやるべきだという議論

【会長】

できるだけやりましょうという姿勢ではあるんですが、しかし完全に全部入れられるかどうかということはなかなか難しいかと思えますし、現実的に必要性が高いか低いかというのも議論になってくるとは思いますが。

【委員】

私は非常に高いと思っているから質問してるんですけども、それは基本的に言うっちゃり自然保護条例の方だと私も思うんですけども、ここで範疇として取り扱う範囲は対象としないと書いてあるということは、そちらで取り扱うという議論がされたのか、あるいは議論が出てないのかということです。

【部会長】

その点は、自然環境保全条例に関して自然環境の方とは摺り合わせはこの部会はしておりません。現実には。

【委員】

基本的に環境保全の場合は、両輪の輪というふうに考えていいと思うんですけども、それをうまく摺り合わせながらやっていく必要があるかと思えますね。体系的には。それはもちろん動きとか考え方を盛り込みながら、そういうふうに預けていこうというような将来のビジョンですね。大きな。県の環境ビジョンという中で一つ一つの条例をつくるべきだと私は思うんですけども。それだけです。

【会長】

はい。

【事務局】

ちょっと宜しいですか。

【会長】

事務局どうぞ。

【事務局】

徳島県の場合は、環境基本条例という最も根本的なものがございまして。その中で今ご指摘の自然環境の部分と、それと今回公害防止、あるいは今日的な公害と申しますか、いろんな意味でのですね、まあ大気汚染であるとかそういった地球環境規模でのそういった公害関係ですね。そういったものの二本立てがあると。その中で生物の生存体系は多分自然体系の方に入ると申すんですが、今の段階ではある程度まだ極めてないという部分もあると思います。ですから多分大まかなばやけた部分では規制があると思うんですが、はっきりした条例をするかどうかというのは今後の検討課題になるんじゃないかというふうに考えてます。

今回の生活環境保全条例の中には公害防止と、今日的な課題の公害的なものということになりますのでこれをお願いしたいと思います。

【部会長】

それじゃあ5項目の取扱いについてちょっと説明してくれますか。

【事務局】

当初の検討課題から外した5つの項目、これについて大まかな理由ですけれどもご説明させていただきます。

まずオゾン層破壊、フロン回収、これについてでございますが、フロン回収破壊法等の整備によりまして、フロン類の適切な回収と、確実な破壊、これに関する規制措置というのがなされます。この法が適切に執行されればですね、フロン類の回収、破壊処理が確保されるということから対象としないということで整理がされております。それと野焼き行為、これについてでございます。平成13年4月施行の改正されました廃棄物処理法、これによりまして既に野焼きの禁止、これは法律上明記されております。それで罰則等も強化されておりますので、法の適正な執行を行うことで対応するということが条例の対象としないということで整理がされております。それとダイオキシン類、これについてでございますが、ダイオキシン類対策特別措置法、こういった法律も整備されまして、ダイオキシン類の排出規制等が十分に行われておりまして、法の適切な執行、こういったものを行うことで対応することで今回の対象としないということで整理がされております。それと光害、これの対策、これについてでございますが、光による障害、というのはですね、街路灯などの屋外照明設備の不適切な利用とか設置、これによりまして周辺の環境に悪影響を及ぼす、こういったものを光害と呼んでおりますが、本県では殆ど苦情というようなことはございません。しかしサーチライトによる、いわゆる広告行為でございますが、これについては規制を望む意見も確かにございます。この光による障害、特に商業活動における夜間のサーチライトの上空への照射というんですかね、そういったことについて議論をしていただきました。それで光による障害につきましてもですね、その地域の状況によりまして影響が異なるということと、都市部とか山間部、その地域特性に応じた対策を行うことが望ましいと。それとまたサーチライトについてでございますが、これについては広告行為でもあって、商業活動における広告のあり方とか景観保全、こういった面から位置付けた方が効率的であろうということと、それと国における景観形成をめぐる動き、こういったものもございまして、この生活環境保全条例で取り扱うこととは別の問題であるということで対象としないということで整備がされております。それと最後の環境学習、これについてでございますが、

先程出ました徳島県の環境基本条例というのがございます。この基本条例におきまして、環境の保全、創造に関する教育、学習の進行等に関する規定、こういったものが今現在なされております。そういうことでこの基本条例で対応できるということで、この新条例の方で対象としないというふうな形で整理はされております。以上でございます。

【会長】

はい、有り難うございました。

基本的には国の法律できちっとカバーできておるものを今回は扱わないと。それで他に県の条例で現在きちっとやられておるものまでこの条例の中に取り込むというふうなこともしないと。そういうふうなことが基本であるということのご説明でございます。他に何かご意見ございましょうか。

はい。

【委員】

ちょっとまあ確認しておきたいんですが、先程の生活環境関係と自然環境関係ですね、話が出て、どのあたりで線引きするかというところ極めて曖昧だと思うんですね。両方相互乗り入れ的な要素が多分あると思うんですね。だからそのあたりの議論もですね、していただいて、一方から他方の間でですね、落ちができないような配慮といいますかね、そのあたりを十分考えて条例化していただきたいと。そういうふうに思いますね。必ず自然環境とは相互関係があると思いますのでね。その辺りの配慮も入れた表現にして欲しいと思いますね。落ちのない内容にお願いしたいと思います。

【会長】

それにつきましては、基本的には県民の生活環境というものをできるだけ守っていくということの基本としてやって欲しいというふうな形にしておるわけで。現実に条例として現在やられておる、そういうふうなものに対して、なかなか注文が付けにくいという問題もございますわね。そういう点ではできるだけこの前の取りまとめとしては、やはり基本的な生活環境を保全するというそういう姿勢を強く出していくと。それから外れんような努力をしっかりとやって欲しいということに尽きるんじゃないかと思ってるんですが、いかがでしょうか。

【委員】

私、申し上げたのはですね、環境基本条例というのは既にあるわけですね。だからその中で今度この生活環境保全条例をつくるわけですから、その中でこれをやってですね、もう十分従来の公害対策とか新しい環境問題とか対応できるようにと。その場合にやっぱり自然環境問題ということは無視できないと思うんですね。だからどっちへ入るか分からんというような曖昧なことじゃなくて、この問題はこの条例でちゃんと規制していきけるんだというふうな方向でまとめていただきたいと。そういう意味でございます。

【会長】

その点は、できるだけ抜けた部分で県民が直接被害を受けることがないように、網掛けは十分気を付ける形でいこうという姿勢は持ちたいとしております。

他に。どうぞ。

【委員】

今のことに関しては、ここに書いてあるここでの条例の枠組みというか、範囲というのが他にはないものというような表現の仕方ですよ。要するに。だからその生活環境とは何かというような積極的な位置付けというか、定義のようなものがちょっと難しいとは思いますがそれでもそういう方向でも示した上で、ここでは他の条例とかでこの分は扱われているというような表現にした方が分かりやすいかなというふうに思います。

生活環境という枠組みとか、その定義を明確にされた方がいいかとは思いますが。

【委員】

今の件でいいですか。

【会長】

はい。

【委員】

これ、2ページのところの書き方の問題だと思うんですね。現実の問題として今の段階で保護すべき自然環境というのは何で、生活環境は何だという抽象的な議論をしてみても始まらないと。お互いに入り組んであって、多少委員さんによって考え方も違ってもいいかもしれませんし、現実の問題として非常に重複したところもいっぱいあるわけですね。要するにここで議論すべきなのは、生活環境保全条例に何を盛り込むべきかという話であって、何を盛り込むべきでないかという話はしてないわけですね。したらおかしいわけですよ。環境に関する徳島県の条例の体系から言えば、環境基本条例というのが一番上位の条例であって、それを具体的に幾つかの条例がカバーしていくという格好ですよ。それが全てこの環境審議会に係るわけですね。だから調整をやるとすれば、環境審議会の場で調整する。環境部局の間で調整するというに当然なるわけですから、自然環境保全条例と生活環境保全条例との調整も守備範囲の調整も当然これからもどんどんやっていかなければいけないし、当然有り得る話。今からこの分野はどうだと決めるわけにはいけない。だから2ページの文章も、基本条例を中心に書いてあるわけですから、その表現の仕方を変えれば済む話でないかと。ここでは自然環境保全条例を取り扱う範囲は対象としないと書いてあるわけだから、しないのは当然のことであって、しかし重複するところはこれからいろいろ協議して決めていきたいと思いますというような趣旨のものが入れればいいわけですよ。

【委員】

そうですね。

【委員】

だからそれはここではっきり議論して決まるものではないから、将来の含みをちゃんとそういうことをやるんですよということの趣旨がこの文章の中に入れてればいいわけですよ。その文章も今パッと思いつくいい文章もできませんが、このへんも部会長に一任したらどうですか。

【会長】

他に何かご意見。

はい、どうぞ。

【委員】

すいません、2点ほどちょっとお尋ねしたいと思います。

8ページのところ、化学物質対策ですが、私、個人的に環境ホルモンに非常に関係がございまして、この国のPRT法の中に、環境ホルモンというのが化学物質として取り上げられて、県もそれに対応するのかどうかということと、新たに条例化に必要な10項目の内容の中に、電磁波という項目は取り上げないのでしょうか。これも個人的に鉄塔の傍に住んでいるから気になるんですが、電磁波によるガン化が問題になっています。高圧電流が流れる送電線の周辺に住む人たちにガン患者がたくさん発生しているという報告があり、問題になっています。生活環境の中には電線がいっぱいありますから、電磁波という項目を取り上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか？この2点、お願いします。

【会長】

まずこの電磁波の問題は、結局学会でも非常にいろいろな賛否両論がありまして、統一的なものが出ていないし、実際の大がかりなそういう調査というのありませんしですね、現実には国が第一そういうものに対してしっかりした方策というのを全く示していないし、そういうものをやはり県の段階でちょっと取り扱うのは難しいわけですね。何か指針とか、あるいは一度国がそういうふうなものに対して何か審議会をつくったり、何かデータを集めたりというふうな、何らかの歩みがあった場合には、県としても、あるいは県民が特にそういう問題で問題を持っているという場合は早走することも可能かと思えますけれども、電磁波の問題はちょっとまだ機が熟していないんじゃないかと思えます。ほんでこのP R T R法ですが、これ、事務局の方、どうですかね。

【事務局】

環境ホルモンのお話ですかね。環境ホルモンについてもですね、一時環境省の方も50何物質ですかね、ちょっと数値的に忘れましたが、疑われる物質ということで出していますけど、今現在また環境省の方でも見直しというんですか、そういったものが今取組が行われているところでございます。1000物質ぐらいの化学物質についてですね、これをどういうふうに調査していくか、どういうふうな優先順位を付けていくか。そういったことで今取組が行われている最中なんで、その状況も見守りながらというふうな形になるのかなとは思っています。

【委員】

有り難うございます。

すいません、一つお願いがあります。いいですか。

【委員】

8ページのところの循環型社会の形成ですが、皆さんもご覧になったかなと思います。3日ぐらい前の深夜にNHKで、中国が日本は資源をごみとして捨てていると言って、何千万円もお金を支払って日本のごみを中国に持ち帰り、再利用して、また日本に売りつけているというリサイクルを商売にしている状況を放映していましたが、これを見て非常に驚きました。循環型社会の形成ということで、中国人のようにごみは資源なんだという意識を県民にも持ってもらい、資源ごみを中国にとっていかれないような対策を今後検討していただければと思います。以上です。

【会長】

確かにあれは、資源ごみはやはりコマースベースで利用価値があるかないかということですので、ちょっとこちらとは少し肌が違うかなという気がしますけれども。

【委員】

はい、有り難うございます。

【会長】

他にどなたか。

はい。

【委員】

言葉の意味が分かりにくいのは、そこだけ教えておいていただければと思うんですけども、例えば4ページですね、生活排水対策の中の説明の1行空白があって、その下の段落の2段目ですが、「今後県民の心がけを例示的に責務として盛り込み、」というような文章というのが私にはよく理解ができない。例示的に責務として盛り込むというのはどういう表現なんでしょうか。というのがまず1つ目です。

それから分かりにくいと思ったのは、例えば9ページもそうなんですけど、分かりにくいと言えば分かりにくい、当たり前と言えば当たり前ですけども、9ページの放置自

動車対策の1段落目の最後の文章ですが、実施可能な範囲において検討するというの具体的な実施可能な範囲というのはどういうことを指しているのかなと。これから検討するということなんだろうと思うんですが。ということが2つ目と、それから10ページの1段落目と2段落目で、環境への負荷の低減というのは、要するに、事業者任せちゃおうというか、こっちから規制することはできないよなって書いてあるように見えるんですが、それを生活環境を保全するために取り組むべき事を責務として定めるというのは、具体的にはどういうことを指しているのかなというのがイメージしにくい。私にとっては、そこはもう少しこれからどういう方向で検討しようとしているのかっていうことを教えていただければ有り難いと思います。

【部会長】

この例示的に責務として盛り込む、これは基本的には県民に生活排水の浄化のための一般的な生活の基本的なやり方というのをグラフィックとかいろいろな視覚的に分かりやすい形で啓蒙していくというふうな意味と思ったんですけど。

【委員】

条例にする時には例示はできないですよ。責務として規定するとかね、そういうのは分かりますけど、条例で例示というのはだいたい通らないです。これはもうちょっと文章を書きすぎといえますか。

【会長】

それは結局条例はここのところは条例をつくるための姿勢という、基本的な姿勢と取り組み方というものを要望するような文章を盛り込んでおいて、直接この条例とは結びつかないんですが、ちょっと文章として条例に対する一つの取組の文章としてはおかしいんじゃないかというふうな点が多々あるかと思います。それとやはり同じで、この事業者の問題もその点出てくるかと思いますが、そういうふうな少しおかしい表現というのは、また副会長とも相談して訂正したいと思います。

他に何かご意見ございましょうか。

あとこれは中間とりまとめでございますので、ステップとしても次にいろいろなステップを考えておりますので、これがそのままの形になることはないわけでございますが、他に何かご意見ございましょうか。

それではいただきましたご意見、ご質問などを考慮いたしまして、今回の生活環境部会の中間とりまとめの案につきまして、ご指摘のあった点は修正は副会長ともご相談して訂正するという形で、本環境審議会でご了解いただくということで構いませんか。

構いませんか。

それじゃあそういう形で、修正した方がいいとご指摘いただいた部分は、副会長とも相談の上、修正させていただきたいと思います。

それで、今回の中間取りまとめを受けた次の段階として、今後の審議スケジュールといたしましては、県民意見の募集を実施いたしまして、その意見を踏まえながら、生活環境部会において審議を更に進めていただくと。それで答申の素案をまとめていただいて総会に報告するという形になります。各委員のご意見をいただいて、修正を加えて最終の答申にしたいと。こういうふう考えております。ですから今回の中間整理では新たな条例の必要性と基本的な考え方と、条例化する項目とかその考え方、方向性につきまして整理しているわけでございます。これを用いて幅広く県民の意見等を聞く必要があると思いますので、事務局で県民検討の募集に関し、その実施時期とか方法など基本的な考え方につきましてご説明をいただきたいと思います。事務局お願いします。

【事務局】

修正いただきました中間とりまとめをいただきますと、それによりまして県のホームページとか、それからあらゆる機関、県の出先機関とかそういったところにそういった取りまとめを置かしまして、パブリックコメントを行いたいと。ただ期間ですが、今の状況から整理されますと、多分8月の中旬あたりからですね、9月の中旬ごろの1ヶ月間ぐらいの期間でパブリックコメントを実施したいと考えております。それから更にですね、市町村長さんのご意見も伺いまして、そういった伺った内容の提出された意見等を整理しまして、審議会にご報告させていただきたいと思っております。それでそういった意見に対して見解をご検討いただいて、中間とりまとめの修正等もご審議いただくのかなというふうに考えております。以上でございます。

**【会長】**

ただいま事務局からご説明いただきましたが、こういうふうな行き方で県民意見を聞きたいと思っておりますが、それで宜しいですか。

何か特別なご意見ございますか。特にございませんようでしたら、そういう形で県民意見というものをいただいて、それでこの中に反映していきたいと。そういう形で取り組んでいきたいと思っております。何か特に全体でご意見、ご質問ございますか。

特にございませんようでしたら、総会をこれをもって終了させていただきたいと思っております。どうもご協力有り難うございました。

**【事務局】**

どうも有り難うございました。

これをもって一応総会は終了ということにさせていただきます。

- 了 -